

品川区消火器設置要綱

制定 昭和47年5月31日

改正 平成24年9月要綱第198号

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生と同時に起こると予想される多発的火災または平常火災を区民の協力によって初期に防止し、区民の生命財産の安全を図るため、品川区が配置する消火器の設置基準および管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で消火器とは、品川区が設置するもので強化液消火器にあつては薬液6リットル以上、粉末消火器にあつては薬剤3キログラム以上の容量の消火器をいう。

(設置基準)

第3条 消火器の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 市街地に設置する消火器の設置間隔は、120メートルを原則とする。
- (2) 建物構造密集度から延焼拡大危険の大きい地域は、消火器の設置間隔を80から100メートルとする。
- (3) 避難道路および避難道路に準ずる道路の両側200メートル以内の地域は、消火器の設置間隔を60メートルとする。ただし、耐火建築物の合計建築面積の占める割合が3分の2以上または建ぺい率が20パーセント以下の部分を除く。
- (4) 広域避難場所に指定された区域の周囲200メートル以内の地域は消火器の設置間隔を80メートルとする。
- (5) 第3号の避難道路に準ずる道路は次のとおりとする。
 - ア. 国道1号線(第二京浜)
 - イ. 国道15号線(第一京浜)
 - ウ. 放射2号線、補助152号線(中原街道)
 - エ. 環状6号線(山手通り)
 - オ. 補助15号線(明治通り)
 - カ. 補助26号線
 - キ. 補助28号線(池上通り)
- (6) 前各号に定める設置基準にかかわらず、区長が必要と認める地域については、任意の基準を定めることができる。

(配置区域)

第4条 消火器の配置区域は、区内全域とする。ただし、公園、埋立地等家屋の存在しない区域については、消火器の設置を省略することができる。

(設置方法)

第5条 消火器の設置方法は、次のとおりとする。

- (1) 消火器は、地震による倒壊の影響を受けない場所で、道路に面し目立ちやすく容易に使用できる場所を定め、通行その他の障害にならないように設置する。
- (2) 取付け位置は、おおむね地盤面から高さ1メートル以上1.5メートル以下とする。
- (3) 消火器は、格納箱におさめ、老朽および盗難の防止を図る。

(設置場所の承諾と移動)

第6条 区は、消火器を設置しようとするとき、その設置場所の所有者に対し承諾を得るものとする。またその所有者が設置場所を移動しようとする場合は、あらかじめ区に連絡するものとする。

- 2 区は、前項の連絡があったとき、ただちに新しい設置場所を定めるものとする。

(維持管理)

第7条 消火器の維持管理については、区が行なう。ただし区は消火器の薬剤消費、破損および紛失の連絡に関することは町会（自治会を含む。）の協力を得るものとする。

- 2 区は、前項の連絡があったとき、ただちに必要な措置を講ずるものとする。これに要する経費は区が負担する。

(定期検査)

第8条 区は、消火器が常に効果的に使用できるよう定期的に検査を行なうものとする。

(取扱い指導)

第9条 区は、関係防災機関の協力を得て、地域住民に対し消火器の取扱いについて指導を行なうものとする。

(賠償)

第10条 区は、故意または過失により消火器（格納箱を含む。）に損害を与えた者に対し、ただちに原形に回復させ、またはこれに要する費用を賠償させるものとする。ただし、区がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

(必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項についてはそのつど区長が定める。

付 則

この要綱は、昭和47年5月31日から適用する。

付 則（平成24年9月7日改正）

この要綱は、平成24年9月15日から適用する。